

訪問看護ステーションもじっこ 重要事項説明書

1：事業所の概要

事業者の名称	訪問看護ステーション もじっこ		
事業者の所在地	北九州市門司区東門司二丁目2番8号		
代表者名	理事長 眞鍋 祐美子		
事業者番号	4067690141	ステーションコード	7690141
電話番号	093-331-4080		
F A X	093-342-7001		
サービスの種類提供地域	門司区、小倉北区、小倉南区、下関市（離島を除く）		

2：営業日及び営業時間

事業所の営業日・営業時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00
サービス提供日・サービス提供時間	365日 24時間対応可能

※営業時間外は、「転送電話」と「オンコール体制」にて24時間対応しております。

3：事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 正看護師1人(常勤専従)

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護師等

看護師 8人 理学療法士 1人 作業療法士 1人

訪問看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

4：事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

医療法人 眞秋会が開設する訪問看護ステーション もじっこが行う訪問看護の事業（以下「事業」と略す）は、訪問看護師が、要介護状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 訪問看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、統合的なサービス提供に努めるものとします。

5：サービスの特徴

医療依存度の高い方から低い方まで、医師との連携を取りながら、24時間安心・安全な看護を提供します。

6：サービスの内容

(具体的なサービス内容)

- 医師の指示による医療処置
かかりつけ医の指示に基づく医療処置
- 療養上のお世話
身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導
- 病状の観察
病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック
- 医療機器の管理
在宅酸素、人工呼吸器などの管理
- 床ずれ予防・処置
床ずれ予防の工夫や指導、床ずれの手当て
- 認知症ケア
事故防止など、認知症介護の相談・工夫をアドバイス
- 介護予防
低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス
- 在宅でのリハビリテーション
拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練、屋外歩行等
- ターミナルケア
がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよう適切なお手伝い
- ご家族等への介護支援・相談
介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応

7：利用料金及びお支払いについて

- ・利用料金 訪問看護にかかった費用の1割、2割もしくは3割がご利用者様のご負担となります。
訪問看護利用料金 [医療保険](#) [介護保険](#) [介護予防](#)
- ・ご請求書は毎月15日頃に前月を請求いたします。
- ・利用者負担金支払い方法
現金払い又は、「Qネット代金回収サービス」による口座引落しの手続きをさせていただきます。
- ・領収書は次回請求書、発行時に同封させていただきます。

8：キャンセル料

基本的にキャンセル料はありません。

中止が頻繁になる場合、提供内容の変更を検討させていただきます。

又、サービスをキャンセルする必要な場合は、ご連絡をお願いいたします。

9：秘密の保持と個人情報の保護

事業者及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。またこの秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後、又従業者の退職後においても継続します。

事業者は、利用者様（又はその代理人）及び利用者家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で、その個人情報を用いませぬ。

10：緊急時の対応

訪問看護サービス中に利用者様の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

11：相談窓口、苦情対応および苦情処理の体制

サービスに関する相談や苦情については、事業所管理者へご連絡ください。

事業所での苦情に係わる問題点を把握し対応策を検討した上、ご利用者・ご家族に対応いたします。

担当窓口：訪問看護ステーション もじっこ (TEL) 093-331-4080

対応時間：平日 9時～18時

又は、担当ケアマネージャーや区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナーへも相談できます。

小倉北区役所：(TEL) 582-3433	下関市役所：(TEL) 083-231-1111
小倉南区役所：(TEL) 951-4111	門司区役所：(TEL) 331-1881

福岡県国民健康保険団体連合会 <<介護保険課>> (TEL) 092-642-7859

受付時間：午前9：00分～午後5：00まで <<土日祝日は除く>>

12：事故発生時の対応および賠償責任

利用者様に対する訪問看護サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を行うと共に、利用者様ご家族及び居宅介護支援事業者、並びに市町村等に連絡を行います。

また、事故の原因を解明し、再発防止のための対応策を講じます。

また訪問看護サービスの提供にあたって、利用者様の生命・身体財産に損害を及ぼした場合にはその損害を補償いたします。ただし、事業所に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。尚、当事業所は損害賠償保険に加入しております。

■ 損害賠償責任保険 東京海上日動火災保険株式会社

13：第三者評価の有無について

当事業所は実施しておりません。

14：感染症の予防及びまん延防止の措置について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しない様に必要な措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延防止の為に必要な研修を定期的に受講する

(2) 感染症の予防及びまん延防止の為に必要な指針を整備する

感染症の予防及びまん延防止に関する責任者 管理者 小林 孝美

15：虐待の防止のための措置について

(1) 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に下記に掲げる通り必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定

虐待対応責任者 小林 孝美

虐待受付担当者 宮崎 節世

② 従事者への虐待防止に関する研修の実施

③ その他、虐待防止のための必要な処置

(2) 事業者は、当該事業所の従事者又は養護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査に協力します。

16：身体拘束の禁止について

- (1) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急、やむを得ない場合を除き、身体拘束等を禁じます。
- (2) 緊急、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、家族の同意を得た時のみ、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び、緊急やむを得ない理由を記録します。

17：暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
信頼関係を築くためにも、ご協力をお願いします。

(具体例)

【暴力または乱暴な言動】

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、たたく、つねる、首を絞める、唾を吐く
- ・怒鳴る、奇声・大声を発する等

【セクシャルハラスメント】

- ・職員の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・卑猥な言動をする等

【その他】

- ・職員の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為
- ・契約内容と違うサービス提供を要求する等

※ペットをゲージへ入れ、リードに繋ぐ等のご協力をお願いいたします。